

介護給付費請求にかかる留意事項について

岐阜県国民健康保険団体連合会
介護保険課

I. 介護給付費請求について

1. 介護給付費請求で発生するエラー(返戻) TOP10

コード	エラー内容	件数
ANN4	過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	4,936
ANN2	同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	2,009
12PA	変更申請中の受給者です。	1,753
ANNJ	過去に該当する給付管理票を提出済みです。	1,569
12QT	受給者台帳記載項目と一致しません。	1,390
12P4	受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	1,191
12P0	受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	965
ANN0	同月に該当する給付管理票を提出済みです。	516
12P5	受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	504
10QB	居宅サービス計画作成区分と計画サービス種類の関係に誤りがあります。	354

(平成24年10月～平成25年3月審査分集計)

2. エラーが発生する原因

ANN4	過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	4,936
ANN2	同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	2,009

【おもな原因】

▼ANN4

- ① 伝送する時に、前月送信済のデータを再度送信した場合。媒体(CD、FD)に前月の請求書ファイルを登録した場合も同じ。【大量のANN4エラー】
- ② 審査増減単位数通知書が届き、給付管理票の単位数が請求した単位数より低いため介護給付費が減額されたことが分かったので、再度正しい単位数で請求した場合。(給付管理票の訂正のみで差額が支払されるので再請求は不要)
- ③ すでに請求支払が終わった請求明細書の請求誤りに気づき、取下げ過誤の手続きをしないまま、再度請求した場合。(例: 初回加算を付け忘れたので、翌月初回加算のみ請求)

▼ANN2

- ① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体(CD、FD)に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。【大量のANN2エラー】
- ② 国保連で「保留」になっている請求明細書を再度請求した場合。

★ANN2とANN4は重複エラー

ANN2は当月分同士の重複、ANN4は当月分と前月以前分の重複。

ANN2は当月の請求のうち1件は審査されるため、再請求は不要。

ANN4はすでに請求支払が終了しているため、再請求は不要。

(請求支払されたものが誤りであるなら取下げ過誤の手続きが必要)

【ANN4・ANN2の大量エラーを防ぐための伝送・媒体登録時のデータ確認方法】

※国保中央会簡易入カソフトの場合

▼送付ファイル作成画面



①送付ファイル作成画面にて連合会請求用データを作成する。

②作成されたファイルは下記の命名規則で作成される。

ヒント!

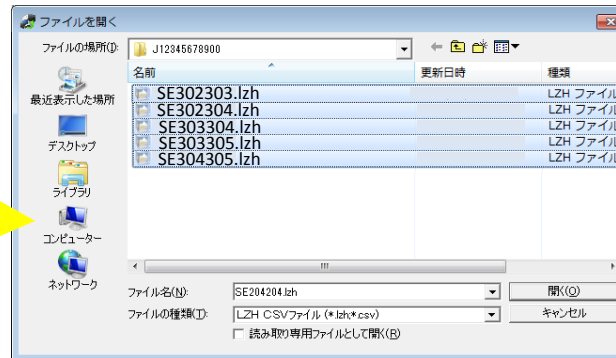
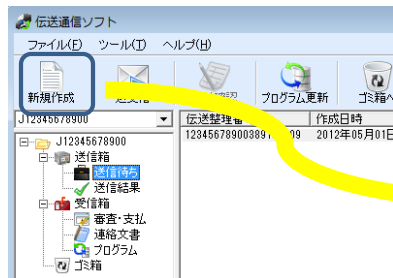
国保連合会送付用ファイルの名前について

SE 204 205 . lzh

- A データの種類
SE・・・請求書
KY・・・給付管理票
SA・・・再審査申立書
- B 提供年月
サービスを提供した年月
※2012年4月は"204"、
2020年4月は"004"
給付管理票、再審査申立書の場合は
異なる月が含まれる為"100"
- C 請求年月
請求を行う年月
※2012年5月は"205"、
2020年5月は"005"

③②の命名規則から、いつの請求ファイルかを把握して、該当請求年月のファイルを選択してデータを送信する。

▼伝送画面



2013年5月請求分のデータは、命名規則より、SE305～始まるファイルとなる。
・SE304305は5月請求分の4月サービス提供分のデータ
・SE303305は5月請求分の3月サービス提供分(月遅れ)のデータ

〈注〉SE303304は4月に請求した3月サービス提供分になるので間違えないよう注意

12PA	変更申請中の受給者です。	1,753
------	--------------	-------

【おもな原因】

被保険者が要介護度を変更している場合、連合会の請求は『変更申請中』で返戻になるため、要介護度確定後に請求を行う。

請求する時点で要介護度が確定していたとしても、保険者が連合会へ送信するための被保険者のデータを作成するタイミングによって、確定情報が送られずに、『変更申請中』で審査される場合もある。

ANNJ	過去に該当する給付管理票を提出済みです。	1,569
------	----------------------	-------

【おもな原因】

- ①伝送する時に、前月送信済の給付管理票データを再度送信した場合。媒体(CD、FD)に前月の給付管理票ファイルを登録した場合も同じ。**【大量のANNJエラー】**
- ②連合会へ提出済みの給付管理票を修正する場合に、作成区分を『新規』で提出を行った。

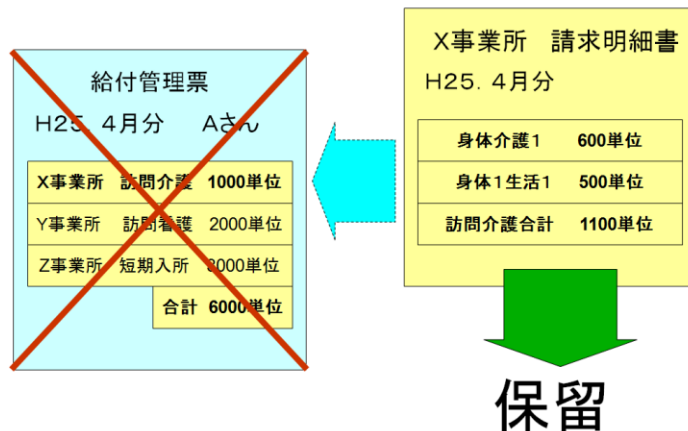
▼給付管理票の作成区分とは

新規	当月の給付管理票を提出する場合は、新規で提出を行う。 返戻等でエラーになった給付管理票を提出する場合も、新規で提出を行う。
修正	連合会へ提出した給付管理票に誤りがあった場合に修正。(単位数の誤り等) ※給付管理票の修正は、連合会で登録されている給付管理票との差替になるため、修正する事業所分の計画だけではなく、すべての事業所分の計画を立てて再提出すること。
削除	居宅サービスの提供が一切行われなかった場合に給付管理票を取消。 本来提出すべき居宅介護支援事業所ではなかった場合に取消。 ※給付管理票の取消を行うと、支援費およびサービス事業所の請求は自動的に過誤取消されます。

3. 居宅サービスの請求と給付管理票の関係

(1) 給付管理票が返戻になった場合

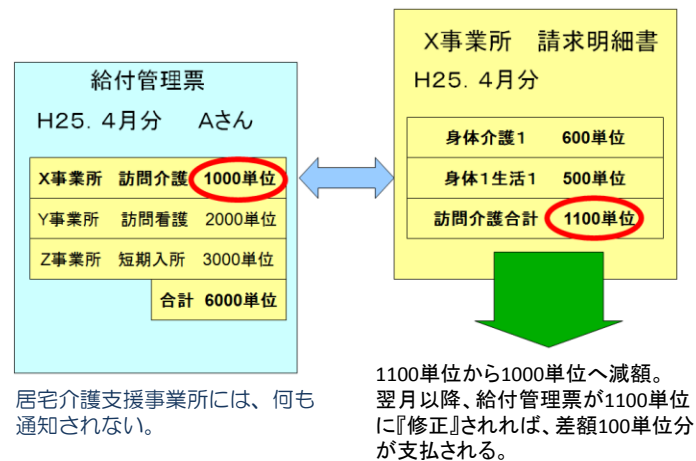
給付管理票が返戻になった場合は、サービス事業所の請求にエラーがなかったとしても『保留』扱いとなり、支払はされない。翌月以降の審査で、給付管理票が審査を通った場合に、支払が行われる。サービス事業所の再請求は『保留』扱いであるため**不要**。居宅介護支援事業所は、エラー箇所を訂正して新規で給付管理票を再提出する。



(2) 給付管理票は返戻にならなかったが、事業所の単位数を間違えていた場合

給付管理票の単位数が実際の単位数より低く誤っていた場合は、サービス事業所の支払は給付管理票の単位数分まで減額される。サービス事業所には、「審査決定増減単位数通知書」が、居宅介護支援事業所には、何も通知されない。(給付管理票自体はエラーになっていないため)

そのため、サービス事業所は、居宅介護支援事業所に減額されたことを伝えないと、給付管理票は修正されない=差額が支払われない。

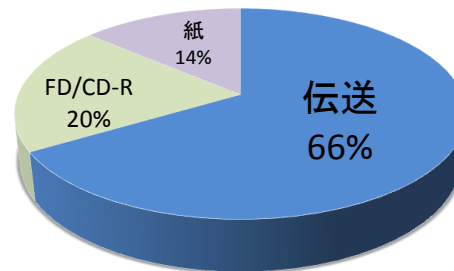


Ⅱ. 介護保険インターネット請求について(案)

1. 介護保険の請求方式(現在)

- ・伝送 (ISDN回線)
- ・CD-R
- ・FD
- ・紙

▼請求方式別の事業所割合(平成25年3月審査時点)



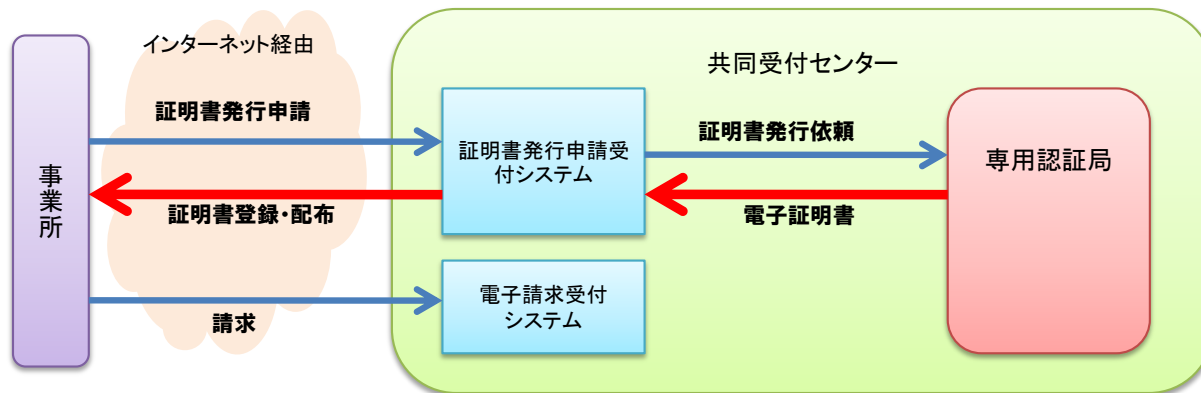
※現在FDにて請求の事業所については、平成25年度中にCD-Rまたは伝送への変更についてご検討願います。

2. 請求方式の変更について

平成26年11月請求よりインターネット請求が可能となる予定。障害者総合支援のインターネット請求は、セキュリティが確保され、データ漏えい・なりすましなどへの対策が十分にされており、問題なく処理できているため(インターネット請求率100%)、障害者総合支援のインターネット請求をモデルにする予定である。

3. 障害者総合支援のインターネット請求について

インターネット環境があれば請求は可能だが、電子証明書がないと請求受付ができないため、事前に証明書の発行申請を行い、発行された証明書を入れたパソコンから請求を行う。



内容	障害者総合支援	介護保険
電子証明書発行手数料	2600円	検討中
電子証明書有効期間	1年	検討中
手数料請求方法	原則、給付費支払から相殺	検討中
代理請求について	代行数に関わらず手数料は2600円	代行数別料金徴収を検討中

4. インターネット以外の請求方式の整理

- ①紙請求方式の対応(廃止を含め対応策を検討中)
- ②媒体の対応(電子媒体による請求について対応策を検討中)
- ③ISDNの対応(インターネットとの並行稼働期間があり得るため、移行期限の設定について検討中)

5. 今後のスケジュール

平成26年11月稼働(予定)を目途に、現在インターネット請求のシステム設計中。

現時点では、インターネット請求に関して、事業所が準備しなければいけない事項については未定。

詳細が分かり次第、周知いたしますので、現時点でのお問い合わせ等については、ご遠慮願います。

